

学校教育局 (Bureau of School Education)

ハ純々

一、組織

昭和十年十月十五日以來

結果は三局又は二局

に分れて各々習せられたる各学校行政如学校

教育局に統一せられたるに至つた。

教育の

学校教育局は五課

(Division) に分れてゐる。

大学教育課、専門教育課、中等教育課及び青少年

教育課がこれである。

人事としては課の長以外及びの曲をこれに所

普通、高等、
高等専門、又は再團長
及の専門の

官公報

教育の

師範教育課

所より理事官加房官以外は局長直下の視

察官 (inspector) 十一人、事務官二人の存在す

了。視察官は前席として学校教授として教育

上及び学問上の至極を有する者をしてこれに

充てたる了。

学校教育局の職員の総数は僅百十人餘に止

了。

二、概観

資料印紙園より大学に至るまで協同の官公
 報の支の学校如廿一協同の統一せられんとは
 従来存在してある各学校系統間の制行政的層
 被捨止解消する為めのみならず、今日最~~も~~必
 要である教育上の一層せざるに致すに於て
 者の民地の方角に改革を進めざるに於て
 極めて~~必要~~必要である。
 各学校に對する行政は、学校の行政系統に
 對し、
 中等学校以上の教職員の任命権限

資料

校長其の地

其の甲團と協同の協同園
 已の甲團と協同の協同園

親の改正其の地誌般の事情ハ及んでゐる。但
 し帝國大學に同じては博習上日大學自強如強
 められ、^後長、^後学部長、^後教授等ハ教授又は
 各学即教授の^{専任}長^{を以て}行はれ、^後文部大臣ハ
 事實上これを取認す^{こと}に止まつてゐる。
 高等學校教育の内容として、^後科学^の体育及
 心算神書に付てはこれ等の馬如存在し、^後中等の
 面から學校行政に干渉して^後中等^のあり、
 地方の學校行政に同じては、^後中等^の高等學校
 に同じて限り^に放て、^後内務省^の本所管の地方

専任としこ
 中等の
 高等の

行政廳 (prefecture) の官吏に依つて司られてゐる。

中等の官吏の多くは法科出身の養育の者

お、^(若年) 場今に依つては警察官としての経験と有

ちる者其の多くは教育の理想の實現の爲には

是れとは云ふ。特に文部大臣は彼等を任

命又は派員送つたことか出来あつたので、文部省

の教育方針を地方に浸透させること

とは甚だ困難である。我々は少くも地方

政治の行政の行政と共に、習て存在してゐる

黨人の地方教育界の人事に容喙する

1. 地方教育者の彼等に於ける自己の教育者としての地位を放棄して隷屬する

教育

野 考 以 上 了 だ け だ 中 の 教 育 上 に 関 連 する

就 之 以 地 方 教 育 行 政 上 地 方 研 究 教 育 界 の 自 治

に 関 連 する 者 々 には、^{中等教育の地方行政を} ^{行政の切り分け} 包 圍 した 大 学 を 以 っ て 考 へ

考 へ ず 七 個 位 の 字 区 (Academic District) に 分 割 する

て 之 以 ち 課 税 又 部 局 の 規 定 大 上 監 督 局 長

行 子 加 上 以 上 了 こと 是 新 設 した あり、
支 出 不 利 点

高 級 文 部 省 の 控 制 上 運 来 税 上 は 強 制 的 教 育 行 政

一 時 的 出 資 元 金 地 方 官 立 教 育 界 へ 対 して 関 係

は、 別 一 財 務 局 設 け ば 一 部 財 政 上 へ 対 して 内 務

省 の 監 督 的 関 係 々 々 是 下 上 考 へ ず 以 上 考 へ ず

其 文部省は全國教育界に對して、其の代表者、保
 養者の資格を授け、これを授け、これを授け、これを授け、
 更に、教育の 改革 の 必要 を 説 き、
 教育の永遠の発展を實現
 する為、教育費を有するものと、鑑み、文部大
 臣の親書のやり、一 年 中 年 毎 に 交 替 す る 下
 了、あ こ と を 踏 み、以 て 教 育 格 の 特 長 を 何 等 に
 一方、法 の 以 て 保 障 す る 必 要 が あ る と 思 ひ、其 の
問題 は、教育 の 劃 一 化 の 發 達 の 最 も 顕 著 に 表 現 さ れ
 たり、師 範 制 教育 の 改革 と 共 に、我 々 の 互 に 應 じ

87

（日本の教育の民権化を目的とする）

てある。貴人の教育の改革問題の一つとして

今位の深甚なる同心をお務りなす事柄である。